

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: 有限会社十勝開発
 法人番号: 4460102006622
 住 所: 北海道中川郡豊頃町中央新町102番地3
2. 指名停止措置期間: 令和6年6月14日から令和6年9月13日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲: 北海道地方測量部
4. 事実概要:

(有)十勝開発の代表取締役は、豊頃町が発注した舗装工事をめぐり、豊頃町役場の職員に対し競争で有利な立場になった謝礼として、約14万円相当の接待を受けた疑いがあるとして、令和6年5月14日、贈賄容疑で北海道警察に逮捕された。

5. 指名停止措置理由:

物品・役務の有資格登録業者である有限会社十勝開発の上記案件に係る行為は「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第3号イ(贈賄)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~2 略	略
(贈賄) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該部局の所管する区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3ヵ月以上9ヵ月以内 2ヵ月以上6ヶ月以内 1ヵ月以上3ヶ月以内
4 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 落 合 昇 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 澤 畠 庄 志 電話 029-864-6870 (直通)